

Japan Capital Markets Association

2004年5月28日リリース版

「電子CPに関する再改訂Q&A集」

2004年5月

日本資本市場協議会

はじめに

2003年3月31日から実際の電子CPの発行が始まりましたが、この電子CPは、2003年1月より施行された「社債等振替法」に基づいて発行されております。すなわち、2001年6月に可決・成立し、2002年4月より施行された所謂電子CP法（「短期社債等の振替に関する法律」）が、昨2002年6月に可決・成立、2003年1月より施行された「社債等振替法」に吸収され、CPのみならず国債、社債等、幅広い債券の無券面化の実現可能性が法律面から担保・整備された状況となっております。

- ・日本銀行ホームページ「コマーシャル・ペーパーの決済におけるDVPの実現について」
(<http://www.boj.or.jp/set/03/set0303c.htm>)
- ・証券保管振替機構ホームページ「短期社債(ペーパーレスCP)振替制度開始のお知らせ」
(http://www.jasdec.com/download/finance/030328_01.pdf)

そこで、日本資本市場協議会では、2002年7月に発表した「電子CPに関するQ & A集」を、法律の変更に伴う参照条文の見直しや、2002年7月から現在に至る間の市場整備の進捗状況などを反映させ、2003年4月に改訂し発表した「電子CPに関する改訂Q & A集」を、この度、電子CPのシステム稼働から1年を経て再編集し「電子CPに関する再改訂Q & A」として改めて発表することと致しました。

内容の編集の方針は、昨2003年4月に発表しました「電子CPに関する改訂Q & A集」と同様に、電子CPの発行に関連して各方面からお寄せいただいたご質問や、自らが発行体の立場に立った場合の疑問などを踏まえて、想定質問に対する標準解答という形に纏まるよう努めました。さらに今回は発行体の立場に加えて、投資家の立場に立った場合についても纏めております。これにより、多くの市場参加者、特に発行体として、これからまさに電子CPを発行するお立場になられる方々、または資金運用手段として電子CPを購入してみようとお考えの方々を対象に、財務関連の業務効率の向上や、資金調達・運用の円滑化のための実務情報としてお役立ていただければ幸いです。

なお、本報告書に関しては、利用者の便宜を第一に考え編集しておりますが、ご意見・ご質問等ありましたら、下記事務局宛てにご連絡頂きますようお願い致します。

<ご参考>

「電子CP等の決済システムグランドデザイン」掲載ホームページ

(<http://www.enkt.org/katudou/index.html>)

「企業の資金調達の円滑化に関する協議会」ホームページ

(<http://www.enkt.org/>)

当内容に関しましては、市場関係者のご意見などを参考に編集し正確性には十分留意しておりますが、記載の内容に誤りがあったために生じた損害等についての責任は負いかねます。

企業の資金調達の円滑化に関する協議会・日本資本市場協議会 事務局 加藤敬史

電話：03-3503-7671、FAX：03-3502-3740、E-mail：bpf009@galaxy.ocn.ne.jp

目次

ページ

<発行体編>

【決済システム関連】

- 質問 H1 : 電子CP等のグランドデザイン発表後の実現に向けての取組みについて・・・5
- 質問 H2 : 「短期社債等の振替に関する法律」の改正法案について・・・6
- 質問 H3 : 証券保管振替機構および日本銀行以外の振替機関の存在や利用について・・・7
- 質問 H4 : 具体的な業務フローは完成されているのかどうかについて・・・8
- 質問 H5 : 情報の漏洩防止等の管理面、トラブル時の対処方法や責任範囲について・・・9
- 質問 H6 : 短期社債振替システムの今後の改善予定について・・・10

【発行手続】

- 質問 H7 : 同一条件でも決済銀行が異なれば、発行登録は別々に必要なのかについて・・・11
- 質問 H8 : グロス - グロスの決済方式について・・・12

【情報開示】

- 質問 H9 : 発行情報の開示内容・方法について・・・13
- 質問 H10 : 機構ホームページへの電子CP銘柄情報の公示内容について・・・14

【発行登録】

- 質問 H11 : 発行登録および訂正発行登録の具体的方法について・・・15
- 質問 H12 : 発行登録に関する追補書類について・・・16
- 質問 H13 : プログラム方式による発行登録や目論見書の雛型について・・・17

【発行決議】

- 質問 H14 : 社債と短期社債、電子CP(短期社債)と手形CPの決議方法について・・・18
- 質問 H15 : 包括決議の期間の定めについて・・・19
- 質問 H16 : 枠の管理と管理取引の承認について取締役と担当部署の役割について・・・20

【振替機関への登録方法】

- 質問 H17 : 振替機関への登録について・・・21

【券面保証】

- 質問 H18 : 無券面化された有価証券に対する券面保証について・・・23

目次

ページ

【契約書】

- 質問 H19：CPディーラー契約書の参考様式の入手方法について・・・24
短期社債等ディーラー契約証書[日本資本市場協議会の作成例]・・・25

【租税関係】

- 質問 H20：短期社債に係る償還差益に対する源泉徴収やその免除の範囲について・・・31
質問 H21：手形CPに係る印紙税の租税特別措置法について・・・32

【経理処理・コスト管理】

- 質問 H22：手形CPと電子CP（短期社債）との間のコストの違い・・・33
質問 H23：手形CPと電子CP（短期社債）との間の経理処理の違い・・・34
質問 H24：転売記録の振替口座簿への対応コスト負担者について・・・35
質問 H25：事務処理ミスによるコスト負担の扱いについて・・・36
質問 H26：振替機関の構築や維持などの管理コストはどうなっていますか・・・37

【手数料】

- 質問 H27：発行から償還までに必要とされる手数料について・・・38

【社債等振替法・商法・証券取引法等の法制度・法解釈】

- 質問 H28：サムライ電子CPの国内電子CPと同格の経済的效果享受実現について・・・39
a：サムライ電子CPへの社債等振替法等の法制度、税制改正等の対応
b：サムライ電子CPの短期社債振替制度における取り扱いについて
質問 H29：電子CPが社債券に該当するという考え方について・・・41
質問 H30：電子CPの「引受」概念について・・・42
質問 H31：電子ABC Pの発行についての税・法・制度の概要について・・・43
質問 H32：中小企業が売掛債権等を担保に電子CPを発行するスキームについて・・・44
質問 H33：電子CPを利用する発行企業の適格要件は従来の手形と変わらないのか・・・45

【格付】

- 質問 34：電子CPの格付に対する考え方・・・46

目次

ページ

< 投資家編 >

質問 T1 : 電子C Pのメリットについて	47
質問 T2 : 電子C Pと手形C Pとの法的性格の違いについて	48
質問 T3 : 電子C P購入の際は、保振への口座開設が必要なのかについて	49
a : 必要な場合、専用端末の用意が必要なのか。また費用について	
b : 保振へ口座開設しない場合、購入の形態はどのようなものになるのか	
質問 T4 : 手形C Pと同様、発行体から直接C Pを購入することが可能かどうか	50
質問 T5 : 電子C Pは券面がないが、権利の帰属は法律上どのように認識するのか	51
質問 T6 : 購入した電子C Pが実存するかどうかの確認方法について	52
質問 T7 : 口座管理機関・資金決済会社の役割について	53
質問 T8 : 口座管理機関・資金決済会社として登録している会社について	54
質問 T9 : 電子C Pを購入する場合、投資家が負担する手数料について	55
質問 T10 : 下記それぞれの状態のときの投資家のリスクの詳細について	56
a : 約定～発行代り金資金決済までの間 (非DVPの場合、資金決済通知が行われる直前)	
b : 発行期間中	
c : 抹消申請～償還金資金決済までの間 (非DVPの場合、資金決済通知が行われる直前)	
質問 T11 : 現先で購入する場合のスキーム。手形C P現先との相違点について	57
質問 T12 : 電子C Pは約定日当日の購入は可能か。約定時間帯の制限はあるのか	58
質問 T13 : 電子C Pも手形C P同様転売可能か。その場合手続きはどうなるのか	59
質問 T14 : 電子C Pが導入されると、手形C Pの取扱いはどうなりますか	60
質問 T15 : 電子C PにはABC Pも含まれるのですか	61
質問 T16 : C P以外に電子化される予定の有価証券やその導入スケジュール	62
質問 T17 : 電子C Pと手形C Pで購入した場合の会計処理について	63
質問 T18 : サーバーダウン、システムトラブル等による危機管理体制について	64
質問 T19 : 電子C Pの記録ミス(金額の相違等)発生時の対応体制について	65
質問 T20 : 短期社債振替システムの今後の改善予定について	66
日本資本市場協会のご案内	67

<発行体編>

【決済システム関連】

<質問 H1>

電子C Pの実現に向けた「C Pの受渡、資金決済ルール」の決定に関して、2001年秋に日本資本市場協議会で作成された「電子C P等の決済システムグランドデザイン」を受けて、日本証券業協会や金融庁などの関係者の間で、実現に向けて具体的にどのような動きがあったのでしょうか？

<回答>

当協議会で2001年の秋に作成したグランドデザインの提言につきましては、2001年10月末経団連証券決済ワーキンググループ会合にて承認を得て、日本証券業協会（日証協）の証券決済改革推進ワーキンググループでの具体的内容検討に委ねられました。これを受けて日証協のワーキンググループにタスクフォースが設置され、直ちにグランドデザインの短期対応部分に付いての検討に着手していただき、2001年12月初に日証協において関係者のコンセンサスを得ました。

これに伴って、証券決済の主体者となる証券保管振替機構（保振）において、2002年1月にC Pワーキンググループが設置され、当協議会の関係者も参加し、2002年度中（2003年3月末）の電子C Pの実現を目指して、システムの構築と実務対応の詳細について詰めを行うため詳細検討が行われてきました。なお、日本銀行においても資金決済面の検討が同時に進められて、また、銀行界を中心とする短期金融市場取引活性化研究会においても2002年後半から2003年初にかけて当協議会のメンバーも出席して銀行との資金決済に関する実務の詳細な検討を行ってきました。

基本的には、当協議会提案の2001年秋作成のグランドデザインで予定した動きに沿って検討が進みました。一方、2001年6月に成立した「短期社債等の振替に関する法律」（電子C P法）は、2002年4月施行されましたが、2002年3月15日に、この法律を社債など他の有価証券類に広げるための改正法案「社債等振替法」（電子社債法）が通常国会に上程され、2002年6月に公布、2003年1月に施行されました。2003年3月末まで、電子社債法に基づき、保振において証券決済を行い、日銀において資金決済を行うことにより、年度末までに電子C Pの発行を実現するべく、最終の詰めが行なわれ、予定通り、2003年3月31日の発行にこぎつけたものです。

電子C P当協議会では、ユーザーの立場から、電子C Pや電子社債に関するさまざまな関係者の疑問に対して、少しでもお力になれることを願ってQ & A集を作成しております。

【決済システム関連】

< 質問 H2 >

「短期社債等の振替に関する法律」(電子CP法)が改正されてできた新しい法律「社債等振替法」(電子社債法)は、どのような内容なのでしょうか。

< 回答 >

金融庁は、2001年6月の通常国会で成立した電子CP法の改正法案「社債等振替法」(電子社債法)を、2002年3月に通常国会に上程し、同年6月に国会で成立、同法は2003年1月から施行されております。

具体的には、

- (1) 対象証券をCPから社債、国債、地方債、投資信託など、株券と株絡み証券を除くすべての有価証券に拡大、
- (2) 2001年成立の電子CP法で構築された振替機関に投資家が直接リンクする単層構造のシステムを、振替機関と投資家の間に銀行・証券などの口座管理機関が介在する多層構造のシステムとする、
- (3) 口座管理機関等の事務ミスに起因する権利の縮減から一般投資家を一定限度保護するための加入者保護信託制度の創設、等を柱としています。

この法律は、有価証券類を券面の受渡しを伴わず振替決済可能とするもので、言えば、わが国における証券の完全無券面化のための極めて重要な法律といえます。

その後、2004年3月に、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案」として国会に提出され、その後「社債、株式等の振替に関する法律」として改正され、株式(上場株式に限る)も含めた有価証券類の無券面化が実現される見込みです。(2009年施行予定。)

【決済システム関連】

< 質問 H3 >

電子CPの振替機関は、証券保管振替機構だけなのでしょうか？さらに、日本銀行が資金決済を担当するのでしょうか。また、最終的に複数振替機関が存在した際には、複数との契約は不可能なのでしょうか。発行体から振替機関に対して、手数料は発生しないと考えてよいのでしょうか？

< 回答 >

証券に関する決済機関の機能は、大別して証券決済と資金決済があります。このうち、電子CP・電子社債の証券決済機関としては、現在業務を行っている（電子社債については準備している）（株）証券保管振替機構（保振）のみです。但し、法的には複数の振替機関の存在は認められており、保振以外の者が新たな振替機関として名乗りを上げ、十分なシステム構築等を行い、振替業を営む者として当局の指定を受けることも可能です。振替機関も競争原理を確保することが必要という観点からこのようになっていきます。

その場合、同一証券の振替を複数の振替機関で取り扱うことはできないので、発行会社としては、一つの証券について一機関を選択することとなると考えられます（投資家等が銘柄毎に別々の振替機関に口座を開設することは可能）。つまり、証券銘柄が異なれば、当然当事者の希望により複数の機関との契約は可能となります。また、国債の振替決済業務は当面、現在と同様に日本銀行で取り扱われると思われれます。

次に電子CP・電子社債のDVP(Delivery Versus Payment(資金と証券の同時受渡))決済における資金決済機関は、日本銀行となります。（この点については、社債等振替法を含む法律や政令等で規定されているものではありません。）なお、発行体が負担する手数料は、保振から提示されております。（発行金額に対する割合(従量)で決まりますが、引受一件ごとにキャップ(上限金額)が設定されており、従来の印紙税の手形1枚に付き1件5,000円のコストよりも低いキャップの金額が適用されております。保振ホームページ（http://www.jasdec.com/download/news/021101_01.pdf）参照）

基本的な考え方は、発行時の電子登録など必要な事務処理が振替機関に発生することから、そのコストに見合う料金が課金されます。従って、中長期的な観点からコストをミニマイズするには、多くの証券の決済が統合的に行われることが望ましいといえます。

振替機関の利用に際して発行体にかかる手数料は、イニシャルコストとして、振替機関の利用に同意した時にシステム接続準備手数料が発生します。ランニングコストとして、直接振替機関の端末を利用して処理を行う場合には直接的に発生し、金融機関を介して振替機関を利用した場合には、間接的に金融機関との間で手数料が発生することとなります。但し、従来の慣習的決済の仕組みから生じていた従量（決済金額比例）課金を主とする手数料体系は、国際的にも標準的となっている取扱件数単位を主とする新たな課金体系へと、将来移行していくものと考えられます。

【決済システム関連】

< 質問 H4 >

具体的な業務フローは、どこで見ることができますか。

< 回答 >

証券保管振替機構のホームページ等をご覧ください。

(株)証券保管振替機構

(<http://www.jasdec.com/>)

「短期社債振替システム システム処理概要 第2版」及び

「同入出力仕様書 第2版」の取りまとめ

(<http://www.jasdec.com/cp/cp03.html>)

短期社債等に関する業務規程及び同施行規則

(<http://www.jasdec.com/cp/cp06.html>)

【決済システム関連】

< 質問 H5 >

情報の漏洩防止など管理面の徹底はどうなっていますか。
システムトラブル時の対処・責任範囲の明確化は大丈夫なのでしょうか。

< 回答 >

証券保管振替機構のホームページ等をご覧ください。

(株)証券保管振替機構 (<http://www.jasdec.com/>)

「短期社債振替システム システム処理概要 第2版」及び
「同入出力仕様書 第2版」の取りまとめ
(<http://www.jasdec.com/cp/cp03.html>)

なお障害・災害時に関する、(株)証券保管振替機構の考え方・対応は以下のとおりです。

- 1．システム構築における基本的な考え方
 - ・ハードウェアの二重化構造
 - ・ファイルの二重化及び別保管
 - ・ソフトウェアの縮退機能
 - ・バックアップセンター（大阪）の構築
- 2．短期社債振替システム障害時の対応
 - ・障害発生時及び復旧時において関係者への迅速な連絡（一斉 FAX を利用）
 - ・障害発生時刻及び復旧時刻等に応じて業務時限延長措置を実施（一斉 FAX を利用）
- 3．ユーザーの機構CP端末障害時
 - ・機構事務所内に設置している代行入力用機構CP端末の利用が可能

【決済システム関連】

< 質問 H6 >

短期社債振替システムの今後の改善予定を教えてください。

< 回答 >

現行の短期社債振替システムについては、一般債振替制度の開始(平成18年1月予定)に合わせて、以下に掲げる事項につき改善を行うため、一般債振替システムとの共通開発により対応することとしました。これを「短期社債振替システム フェーズ」といいます。

D V P 決済の高度化

現在、短期社債に係る資金決済を行う資金決済会社は、証券の決済当事者から、電話等で資金決済に係る情報の連絡を受けています。改善後は、保振機構から資金決済会社に対して、日銀ネット経由で資金決済に係る情報を系統的に提供するため、より確実なD V P 決済が達成可能となります。

C P U 接続(システム間接続)

現在、利用者にとって、保振機構とのインターフェースはW e b 端末のみですが、改善後は保振機構システムと利用者システムとの間を系統的に接続することを可能とし、決済事務のS T P (Straight Through Processing)化推進に役立てます。

キューイング機能の提供

現在、振替等を行う場合はその対象銘柄の残高がないと振替申請等を行うことができませんが、改善後は残高増加までの待受機能(キューイング機能)を備えます。これにより、残高がない場合でも振替申請等を行うことが可能となります。

決済照合システムの利用

現在は、短期社債振替システム内で振替に係る照合機能を持ち、これを利用してしています。改善後は、保振機構の決済照合システムを利用し、同システムと短期社債振替システムが連動することにより、約定照合、決済照合から振替手続きまでを一貫して処理することが可能となります。

日本銀行適格担保差入及び返戻スキーム

現在は、通常の振替スキームを利用して日本銀行と機構加入者の間で適格担保に係る差入れ及び返戻を行っていますが、改善後は一般債(振替社債)と同様、日本銀行の担保管理システムと接続することにより、より効率的な担保差入・返戻スキームの実現を可能とします。

(注)改善事項のうち、**及び**については、日本銀行において当該事項に係るスキームが承認され、所要のシステム対応が行なわれることが前提となります。

【発行手続】

<質問 H7>

日本資本市場協議会作成の電子ＣＰ等の決済システムグランドデザイン（<http://www.enkt.org/katudou/index.html>）にも記載されておりますが（3 - 3「元利金支払業務」等）、総額引受人とディーラーは異なる機関なのでしょうか？

また、条件別に発行手続きが必要とのことですが、同一条件であっても、決済銀行が異なれば、発行登録は別々に必要なのではないのでしょうか？

<回答>

グランドデザインで、総額引受人とディーラーを定義する時、市場における両者の役割が異なることから別々に記述しておりますが、金融機関等ディーラーを利用して電子ＣＰを発行する場合、発行体はディーラーのうち1社を総額引受人としますので（法律上は連帯責任を負う複数社による総額引受も可能）、総額引受人とディーラーは同一機関となります（電子ＣＰ等の決済システムグランドデザイン「添付資料 A - 6」の用語集に、総額引受人及びディーラーの定義について纏めておりますのでご参照ください。）

なお、発行登録を決済銀行別に行う必要はありませんが、発行条件が同一であっても電子ＣＰを発行する度に振替機関に対する手続きが必要になってきます。

【発行手続】

<質問 H8>

以前、新聞記事で、「1日に1社が複数のCP取引をしている場合でも資金の出入りを相殺し差額だけを決済するのは禁止」とあったのですが、本当でしょうか？

<回答>

電子CPは、社振法により社債の一種と位置づけられました。社債は、商法により、総額の払い込みが完了しなければ社債券の発行ができないことになっており、したがって発行・償還をネットिंग決済するのは解釈上困難と考えられます。

また、2003年3月31日からスタートした電子CPにおいては、証券の決済をグロス、資金の決済もグロス(ネットिंगを行わない)で決済する方式を基本コンセプトに、DVP(Delivery Versus Payment(資金と証券の同時受渡))決済を実施しております。

即時グロス決済の採用により、日中ファイナリティのある決済(いかなる場合でも取消・変更不可能な決済)を行うことから、ネット決済のように最終決済時点まで参加者の決済不履行リスクが積み上がることはありません。

CPのような大口の取引においては、決済不履行によるシステムリスクを排除することが決済システムの重要な課題であることから、電子CPの決済システムとしてグロス方式が採用されています。

決済金額をネットिंगし、差額の受渡しを行う決済スキームは振替機関の想定機能にはありませんが、決済銀行(決済代理人)が顧客(発行体、投資家、等)に対して日中流動性を提供する場合、顧客から見て実質的に差額分の受払いのみを行うようなケースはあり得ます。(この場合は、決済銀行が顧客のリスクを肩代わりしていることとなります。)

なお、総額引受人が、発行体の決済銀行でもあるケースにおいては、日本銀行での資金振替による払込は行われない等の発行時の事務軽減が考慮されております。

尚、発行・償還以外のいわゆるセカンダリー取引については、すでに国債のRTGS決済において行われているのと同様、相対のネットिंगにより、差額決済をすることが可能です。短期金融市場取引活性化研究会では、電子CPのネットिंग決済にかかる市場慣行や確認書の作成例等を公表済みです。

【情報開示】

< 質問 H9 >

発行情報の開示について、どのような開示内容、方法になるのでしょうか？

< 回答 >

電子CPについても、（実際上ほとんどの場合私募形式で発行が行なわれると思われ
ますが）私募形式による発行については証券取引法上の開示義務はありません。

詳しくは質問 H11 の回答をご参照いただきたいのですが、事前に発行登録を行って公
募発行とする場合は、証券取引法に基づく開示手続を行うこととなります。

なお、私募・公募に係わらず、機構ホームページへ銘柄情報は公示されます。

（参考：公募と私募の概念）

新たに発行される有価証券の取得の申込みの勧誘の場合においては、「多数のものを相手
方として行う勧誘」および「50名未満への勧誘又は適格機関投資家のみへの勧誘であって譲
渡制限などの条件が欠けている場合」を募集と定義し、これに該当するものを公募と呼んで
いる。

私募とはこの募集に該当しないものと定義され、原則として「50人未満の投資家を対象とす
る有価証券の勧誘」のことを言い、具体的には

「250名以内の適格機関投資家を除外した投資勧誘の相手方が50人未満でありかつ譲渡制
限などの条件が付されている（少人数私募）」

「適格機関投資家のみへの勧誘であって、適格機関投資家以外のものに譲渡されること
を防止する転売制限が付されている（プロ私募）」を私募と言う。

ただし、私募か否かは「勧誘の対象とする投資家数」の制限であり、結果的な買付者
の数ではない。1投資家だけが結果的に買ったケースでも勧誘をした対象者数が上記の
規定を超えていれば募集に該当し発行者には証券取引法上の開示義務が生ずることに注
意が必要。

【情報開示】

< 質問 H10 >

証券保管振替機構(保振)ホームページへの銘柄情報の公示の内容を教えてください。

< 回答 >

銘柄情報の公示については、次の通りです。

- A. 掲載場所：保振ホームページ
- B. 掲載期間：発行日の翌日から償還日の当日まで
- C. 掲載内容：銘柄名、ISINコード、発行者名、各短期社債の金額、短期社債の総額、発行残高（公募のみ）、備考（銘柄の補足）
- D. 掲載内容更新サイクル：1回/日

レートや償還日などは掲載の対象外です。

詳細は保振ホームページでご確認下さい。

(株)証券保管振替機構 (http://www.jasdec.com/brand_search/index.cgi)

〔システム概要に関する説明資料〕

- 「短期社債振替システムの概要」(機構加入者編) 約1.5MB
(http://www.jasdec.com/download/news/021101_02.pdf)
- 「短期社債振替システムの概要」(発行者編) 約950KB
(http://www.jasdec.com/download/news/021101_03.pdf)

【発行登録】

<質問 H11>

発行登録はどのような場合に行う必要があるのですか？
また発行登録や訂正発行登録は、具体的にどのように行うのでしょうか？

<回答>

電子CPも私募方式での発行がスタンダードになると考えられるため、発行方式については公募発行を意識しない限り、現状と変わることはありません。

一方、公募で電子CPを発行する場合は発行登録が必要です。
公募CP等の発行登録手続きについては、社債と類似の手続が考えられます。

参考までに現在の社債発行登録制度の概要を説明すると、以下の通りとなります。

まず「発行登録書」(短期社債については企業内容等の開示に関する内閣府令第11号の2の2様式です。)を管轄財務局に提出します。

発行登録書には募集有価証券の種類・発行予定期間・発行予定額(短期社債の新様式(第11号の2の2)では「発行限度額」と称す)のほかに主たる引受会社の名称などを記載します。

なお、発行登録は有価証券の種類(株券、普通社債、転換社債、CP等)ごとに発行登録することとされています。

新たな有価証券報告書・半期報告書等の提出時、発行登録書の記載内容の変更時等には、「訂正発行登録書」を提出します。

なお、「訂正発行登録書提出時」には、一般には発行登録の効力停止期間が設けられています。しかし、短期社債の場合は、効力は停止しません。

(参考：公募の概念)

新たに発行される有価証券の取得の申込みの勧誘の場合において、「多数のものを相手方として行う勧誘」および「50名未満への勧誘又は適格機関投資家のみへの勧誘であっても譲渡制限などの条件が欠けている場合」を募集と定義し、これに該当するものを公募と呼んでいる。

【発行登録】

<質問 H12>

発行登録に関する追補書類は必要になるのでしょうか？ 必要になる場合は、具体的にどのようなものが必要になるのでしょうか？

<回答>

電子CPも私募方式での発行がスタンダードになると考えられるため、発行方式については公募発行を意識しない限り発行登録が必要ないため追補書類も必要ありませんが、公募で電子CPを発行する場合は発行登録が必要です(質問 H10 をご参照下さい)。

但しその場合でも、証券取引法第 23 条の 8 第 2 項において、振替機関が残高を公示する前提で、短期社債(電子CP)については追補書類が不要である旨規定されています。なお、保振は公募銘柄について残高を公示する対応を取っております。

【発行登録】

<質問 H13>

私募・公募の別、あるいはプログラム方式など、電子ＣＰの発行方式を承知している発行体が少ないと思いますが、どうしたら広く認知されるようになるでしょうか。また、プログラム方式目論見書の雛型が欲しいのですが、どうすればよろしいでしょうか？

<回答>

電子ＣＰも私募形式での発行がスタンダードになると考えられるため、発行方式については公募発行を意識しない限り現状と変わることはありません。すなわち私募発行には目論見書自体が不要です。

目論見書の雛型などについては、今後、公募形式による発行ニーズが高まってくれば具体的な発行手続きの検討も進むものと思われれます。

また、プログラム方式というのは、欧米のＣＰの発行方式と概念が共通であり、短期社債（電子ＣＰ）について、一件ごとの発行の都度決議を行うのではなく、プログラム方式によって、予め、発行期間と、発行残高の限度額（プログラムアマウント）の２つを併せて定めることとしているものです。

具体的には、社債等振替法 83 条において「商法第 296 条の規定にかかわらず、取締役会の決議をもって、短期社債の発行を、特定の取締役に委任することができる」として手当がなされ、この委任決議の際に、発行期間と発行残高の限度額（プログラムアマウント）を併せて定めることが求められています。これがプログラムベースの発行の根拠です。

【発行決議】

<質問 H14>

社債と短期社債は合わせて決議するのでしょうか、別々に決議するのでしょうか。短期社債の発行決議中、既存タイプの手形CPの額と電子CPの額を区分けする必要があるのでしょうか。また、手形CPと電子CPは同一のプログラムに組み込むことは可能ですか。

<回答>

前者については、基本は各社ごとの取締役会の運営方法によると思われます。但し、社債等振替法 83 条（下記ご参照）に基づいて短期社債の発行を特定の取締役に委任する場合は通常の社債決議とは異なる内容（CPを発行することができる期間、その期間内の同一プログラムで発行されたCP発行残高の限度額）とが含まれることに留意が必要です。

後者については、手形CPと電子CPは同一のプログラムに組み込むことが可能ですので、そもそも区分けする必要がなく、両者を合わせた額で発行決議をすることになると思われます。

（ご参考）

社債等振替法第 83 条（短期社債の発行等に関する特例）

株式会社（委員会等設置会社を除く。）は、商法第 296 条の規定にかかわらず、取締役会の決議をもって、短期社債の発行を、特定の取締役に委任することができる。この場合において、当該取締役会においては、次に掲げる事項も併せて決議しなければならない。

- 一 当該決議に基づいて短期社債を発行することができる期間
 - 二 前号の期間中において当該株式会社が発行した短期社債のうち償還されていないものの総額の限度額
- 2 短期社債については、社債原簿を作成することを要しない。
- 3 短期社債については、商法第 297 条から第 299 条まで、第 309 条から第 314 条まで、第 319 条から第 341 条の 15 まで及び第 376 条第 3 項（同法第 374 条の 4 第 2 項、第 374 条の 20 第 2 項及び第 416 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

【発行決議】

<質問 H15>

社債は商法に基づくため、当社では数年前に法務省が新聞で発表していた包括決議の有効期間である「概ね３ヶ月」と言う新聞発表を参考に、３ヶ月毎の包括決議にしています。

については、電子ＣＰは、短期とはいえ、社債なので３ヶ月決議にしなければならないのでしょうか。

<回答>

従来の手形ＣＰの発行実務、そして短期の資金調達手段であるＣＰの性質を踏まえ、短期社債（電子ＣＰ）については、社債等振替法 83 条において「商法第 296 条の規定にかかわらず、取締役会の決議をもって、短期社債の発行を、特定の取締役に委任することができる」として手当がなされています。

この委任決議の際に、発行期間と発行残高の限度額（プログラムアmount）を併せて定めることが求められています。これがプログラムベースの発行を意味しています。

平成 9 年の大蔵省・法務省の新聞発表によると、発行回数や利率といった詳細に渡って条件を定めた上で代表取締役への委任が可能であるとされていますが、上記のように別途法律上の定めのある短期社債（電子ＣＰ）には適用されませんし、「概ね３ヶ月の社債発行期間」という制約も、電子ＣＰについて存在しません。

また社債の包括発行決議についても、「３ヶ月」というのは規制ではなく、あくまでもひとつの目安という程度に過ぎず、したがって３ヶ月でなければならないということではない点も、同時に発行体企業の皆様のご理解を得たいと考えております。

なお、商法改正によって設置が可能となった「委員会等設置会社」の場合には、商法特例法 21 条の 7 第 3 項に基づいて、取締役会決議によって社債発行権限を執行役に委任することができますので、短期社債（電子ＣＰ）も同様の取扱いが可能です。この権限委譲に際しては、付帯決議事項の定めはありません。

【発行決議】

<質問 H16>

電子CPの発行手続等を定める社債等振替法 83 条に關しての質問です。

発行の委任については、委任された取締役がさらに取締役以外の者に委任できることとすることについて法律解釈上可能とする旨の見解が必要だと考えておりますが、いかがでしょうか。

<回答>

短期社債（電子CP）については、社債等振替法 83 条において「商法第 296 条の規定にかかわらず、取締役会の決議をもって、短期社債の発行を、特定の取締役に委任することができる」として手当がなされています。この委任決議の際に、発行期間と発行残高の限度額（すなわちプログラムアmount）を併せて定めることが求められています。

委任された取締役は、当然に限度額（＝発行枠：プログラムアmount）の遵守に責任を持つと解されます。実務的にその枠の管理に関する事務を担当部署が遂行することは可能でしょうが、実際の発行に際しての承認は、委任された取締役の権限で行われるべきであると考えられます。

委員会等設置会社においては、発行期間や限度額についても取締役会の決議は求められていませんが、実際の発行に際しての承認は同じく委任された執行役の権限で行われるべきであると考えられます。

実務的には短期社債（電子CP）発行にかかわる個別の事項は、担当部署が特定の取締役の指揮下において行うこととなりますが、これら個別の事項の遂行を社内の業務規定等で定め、責任の明確化と透明性を確保しておくことにより、特定の取締役から取締役以外の者に委任することが可能と判断致します。

なお社振法（83 条第 1 項）ではなく、商法に基づく（従来の社債発行包括決議と同様な）包括決議を行って電子CPを発行することも、法律上問題なく可能です。その場合、取締役会において短期社債を発行することができる期間およびその期間内に短期社債を発行することができる回数を定め、かつ、発行する短期社債の総額、発行価額、利率、償還期限等の重要な事項につき決議することになります。この場合でも社振法 83 条第 2 項、第 3 項は適用され、社債原簿作成、社債管理会社の設置等は不要です。但し、商法準拠では、通常社債の発行と同様に、期間に加え、期間中の累積発行総額、回数、発行価額、利率、償還期限などを規定する必要がありCP発行の実務対応上は詳細な縛りになりすぎて機動性に欠けるリスクが高いと考えられます。社振法上の決議を、短期社債を発行することができる期間と、償還されていないものの総額の限度額（発行残高の限度額）のみとしたのは、商法準拠の決議方式では実際のCP発行実務の現状にそぐわないことを深く思慮したためであります。繰り返しになりますが、社振法 83 条は、電子CPの利便性の法的根拠の原点であり、この規定を活用することが望ましいと考えます。

【振替機関への登録方法】

<質問 H17>

電子CPを発行しようと思うのですが、振替機関（保振）への登録の方法を含めて電子CPの振替決済の仕組みについて、具体的なイメージを伴う正しい理解を得られる様に社内説明を行いたいのですがどうしたら良いでしょうか。

<回答>

まずは、このQ&A集をざっと一読されることをお勧めします。

電子CPについて現在確定している事項は、2003年1月施行された「社債等振替法」がベースとなっております。法令のみでは具体的なイメージが湧きにくいと思われませんが、電子CP振替の仕組みについてよりわかりやすい分析、あるいは将来像を提示したものと、次の2つの資料等をご覧頂くことをお勧め致します。

日本資本市場協議会「電子CP等の決済システムグランドデザイン」

(http://www.enkt.org/katudou/04_01.html)

東京三菱銀行「ペーパーレスCPの登場と日本の短期金融市場変革について」

(http://www.btm.co.jp/report/focus2001/FotM_26.pdf)

また、短期社債振替システムのご利用に必要な機器等については次の通りです。なお、電子CPの取引が開始された2003年3月31日から当面の間は、保振機構加入者の端末としては汎用CP端末が使用され、参加者間のCPU接続は行なわれません。将来的には、各参加者のシステムと保振機構のシステムの間で直接データがリンクし、STP（Straight Through Processing）が可能になることが期待されます。

証券保管振替機構「短期社債振替システム システム処理概要（第2版）」及び「同一入出力仕様書（第2版）の取りまとめについて

(<http://www.jasdec.com/cp/cp03.html>)

<概要>

(1) 機器構成

機器構成は、保振機構センターへ設置する保振機構 Web サーバと、発行者（発行代理人及び支払代理人含む。以下同様。）及び保振機構加入者の端末装置（保振機構CP端末）のクライアントサーバ構成とし、保振機構CP端末は、汎用端末を使用するものとする。また、接続方式はダイヤルアップ方式を前提とし、保振機構 Web サ

ーバへ接続（非インターネット経由）することとする。

（２）利用条件

発行者及び保振機構加入者が短期社債振替業務用として準備する保振機構ＣＰ端末は、以下の条件を満たすものとする。（e.については「溜め打ち入力機能*」利用の際必要）

a. OS： 以下のいずれかとする。

- ・ Windows98 Second Edition、・ WindowsNT Workstation4.0+ServicePack6a
- ・ Windows2000 Professional ServicePack2、・ WindowsXP Professional 又は WindowsXP Professional ServicePack1

b. ブラウザ： Internet Explorer Ver6.0

c. メモリ： 128MB 以上（推奨）

d. ディスク： 1GB 以上（空き容量 推奨）

(e. ソフトウェア：Microsoft Office2000 ServicePack2 及び OfficeXP ServicePack2
又は Microsoft Excel2000 ServicePack2
及び Excel2002 ServicePack2)

（３）接続方法

保振機構ＣＰ端末より短期社債振替システムへ接続する際の回線種別は、以下の通りとする。

- a. 回線種別：
- ・ INS ネット 64 回線（INS-C）又は
 - ・ 専用回線（DA64）

*溜め打ち入力機能

発行者及び保振機構加入者は、通常の各入力画面からの新規発行、振替、抹消に係る 1 件毎のデータ入力の他、各申請データを溜め打ち入力機能により纏めて入力後、保振機構ＣＰ端末へ一時保存し、必要な時点で保存データを送信することができる。

【券面保証】

<質問 H18>

手形ベースのCPと異なり、紙がなくなって電子になると、CPの裏に判子が押せなくなるので、「券面保証」ができなくなりますが、大丈夫なのでしょうか？

<回答>

電子CPの権利の所在は、振替機関が管理する振替口座簿上の記録によります。主務大臣による指定制で当局の監督下にある振替機関（保振機構）が新規記録、振替、抹消等を行います。新規記録手続きは業務規程に基づき発行会社（代理人）・保振機構・保振参加者（引受会社または投資家）との間で確実に行われるようになっています。

また、電子CPは、手形CPと異なり券面上の記名捺印による保証はできませんが、発行体と保証人の契約により、短期社債債権の保証行為を行うことは可能です。

この場合、債権者と保証人の間の保証契約をどう構成するかが問題になります。流通債権の場合、不特定多数の債権者と保証人が個別に保証契約を締結することは非現実的であり、また、私募の場合は保証条項を公示する手段がないため、債権者は保証人に対する請求権を確保する手段はないといわざるを得ません。

私募の場合、現実的には、従前の手形CPにおける包括保証方式のように、「発行体に関する説明書」や保証内容を記した書面の写を投資家に交付する方法（または原本確認） 証券保管振替機構の短期社債振替システムへの入力時において銘柄備考欄に保証付である旨を入力する方法、により、保証につき債権者が認識することで、電子CPの信用補完・投資家保護・流通の円滑化を図ることで問題ないと考えます。（保振の業務規程により、保証が付されている場合はその旨を保振に通知する（システム上入力する）必要があります。）

なお、上記とは別に、海外で本邦企業の子会社が親会社との Keepwell Agreement をベースにして、親会社保証ではない親会社による信用補完をもとにCPやMTNを発行する事例が多く見られます。また国内子会社が親会社との Keepwell Agreement を使う例もあります。民法 537 条（（投資家を第三者とする）第三者のためにする契約）に準拠して、親会社・子会社ともに本邦企業である場合、上記の親会社と内外子会社の間で行われている Keepwell Agreement の手法を利用することで、Support Agreement などと呼ばれる、親会社の信用補完（保証ではない）のある電子CPプログラムの設定が可能です。

但し、その設定についてはグループ全体の財務活動（資金統合等の財務戦略）の中で考えていく必要があります。

【契約書】

<質問 H19>

CPディーラー契約書の参考様式が欲しいのですが、どうしたら良いのでしょうか。

<回答>

電子CPディーラー契約書の作成例は、全国銀行協会と、日本資本市場協議会が作成しています。全銀協の作成例は全銀協会員の銀行にお問い合わせください。日本資本市場協議会の作成例は下記をご参照ください。但し、この作成例もあくまでもひとつの参考例ですので、これにこだわる必要もございません。

ディーラー契約書の締結に当たってはこれらの作成例をたたき台に加筆修正を加え、契約書の文言を取引相手と詰めていくのが効率的です。

尚、繰り返しますが、これらの作成例は、本項のようなご要望にお応えする形で、相対での契約書作成の労力を多少とも軽減することを目的に作成されたものであり、市場に対して当該作成例の推奨を行うことや拘束力を持たせることを目的としたものでは一切ありません。契約書の締結に当たってはその文言・内容につき当事者の判断と合意に基づいて行うことが重要です。

なお、全国銀行協会による電子CPのディーラー契約の作成例に謳われる「期限の利益の喪失」と「相殺」に関する事項をどのように評価すればよいか不明なため、手形CPから電子CPへの切り替えが進まないとの指摘が多くの発行体企業関係者からなされました。この指摘については、日本資本市場協議会・企業の資金調達の円滑化に関する協議会（略称：企業財務協議会）としてもこれを極めて重大な問題であると受け止め、ご専門の東京大学法学部の神田秀樹教授のご協力を得て、本件を検討課題の一つとして論点整理を行いました。

神田教授の結論は、「社債の流通性と相殺を認めることは、両立し、相殺を認めたからといって社債の流通性が害されるということはない」ということであり、「ディーラー契約に相殺条項等を入れるか否かは、基本的に当事者の判断による」というものであります。

すなわち、ディーラー契約書にその文言を謳うと否とにかかわらず、発行体にデフォルトが発生した場合に、一方の投資家に発行体に対する反対債務がある状態においては、その債権債務が民法上の法定相殺の要件（2 当事者間のポジションであること、同種・同量の債権債務であること、債権・債務とも弁済期が到来しているという 3条件）を満たしていれば、相殺は可能であるということであります。ただし、社債が譲渡されれば、その後はもはや相殺はできません。したがって、社債の流通性と相殺を認めるこ

とは、両立し、相殺を認めたからといって社債の流通性が害されるということはありません。

ディーラー契約書に「期限の利益の喪失」条項と「相殺」条項が定められていた場合とそうでない場合とでは、取扱い上の違い（注）はありますが、それ自体が電子CPの流通を阻害する要因とはならないとの結論が示されたことで、基本的に、関係者の懸念は解消したといえます。

ディーラー契約書に定めるこれらの内容、すなわち全国銀行協会のディーラー契約の作成例の中に存在する「期限の利益の喪失」と「相殺」に関する特約条項については、これらを除外する選択肢もあり得るものと考えられます。

（注）取扱い上の違い

法定相殺の要件のうちで、弁済期が到来しているとは、債権債務とも支払わなければならない状態にあることをさします。ここで、契約書上に「期限の利益の喪失」条項を定める事は民法の相殺規定を2当事者間の合意で緩め、電子CPの償還期日より前に発行体にデフォルトが発生した場合には、期日前に発行体は期限の利益を失うこと、つまり支払い期限が到来していなくとも到来したこととして債務を支払う弁済期を迎えることとし、相殺を可能ならしめることであります。「期限の利益の喪失」条項を定めていない場合には、期日を待たなければ相殺はできません。

こうした差異を解消するためには、ディーラーとの間で個別契約だけで「期限の利益の喪失」条項について定めるのではなく、現状の社債と同様、電子CP要項等に明記し、すべての投資家を対象とすることが望ましいといえます。

<ご参考>

全国銀行協会ホームページ

銀行取引約定書ひな型の廃止と留意事項の作成について

(http://www.zenginkyo.or.jp/news/12/news120418_1.html)

企業の資金調達の円滑化に関するホームページ

銀行取引約定書のあり方について

(http://www.enkt.org/yobo_06.html)

短期社債等ディーラー契約証書〔日本資本市場協議会の作成例（改訂版）〕

株式会社（以下「甲」といいます。）は、甲の発行する短期社債等について、株式会社（以下「乙」といいます。）との間に以下の引受けおよび販売に関するディーラー契約（以下「本契約」といいます。）を締結します。

第1条（短期社債等の定義）

本契約の対象となる短期社債等は、以下のとおりとします。
社債等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債
保険業法第61条の2第1項に規定する短期社債
資産の流動化に関する法律第2条第8項に規定する特定短期社債
商工組合中央金庫法第33条ノ2に規定する短期商工債券
信用金庫法第54条の3の2第1項に規定する短期債券
農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債券
一般振替機関の監督に関する命令第38条第2項に規定する短期外債

第2条（発行方法）

甲の発行する短期社債等については、甲乙の協議が成立した場合にのみ甲は短期社債等を発行する義務を、乙は短期社債等を引受ける義務を負い、その方法は乙の総額引受けを条件とすることとします。

第3条（発行条件の確定）

1. 甲は、乙による引受条件の提示の依頼を、発行希望日の 営業日前の 時まで、乙に対して行うものとします。その際に、甲は乙の求める発行内容を通知するものとします。
2. 乙は、引受条件の提示を行った後、甲乙両方で合意した発行条件により、甲より短期社債等を引受けるものとします。

第4条（短期社債等の新規記録および受渡金額の払込み）

甲（または甲の発行代理人）は、約定時に乙に資金決済方法および資金決済会社を通知し、甲（または甲の発行代理人）・乙双方が、法令および社債等の振替に関する法律第3条第1項の指定を受けた短期社債等の振替機関（以下「振替機関」といいます。）の業務規程の定めに従い、その事務を取り扱うものとします。

第5条（甲による乙に対する特約）

1. 甲は乙に対して次の各号のすべてを遵守します。

短期社債等の各社債の金額

短期社債等の各社債の金額は1億円以上百万円単位で、その金額は均一なものとし
ます。

短期社債等の利払い方法

短期社債等の利払いは、発行時に支払期日までの利子を割り引く方式により行う
こととします。

振替機関

短期社債等の記録・振替等を行うため、甲（または甲の発行代理人）・乙双方とも、
振替機関として「株式会社」を利用し、法令および「株式会社」の業務
規程の定めに従い、その事務を取り扱うものとします。

バックアップライン

甲の発行する短期社債等は、その発行にあたり格付を取得した格付機関から、そ
の短期社債等の金額に対して、当該格付付与の条件としてバックアップラインの
設定が必要であると判断された場合には、その割合（以下「バックアップライン
設定割合」といいます。）に相当する金額につき、バックアップラインの約定が付
されるものとします。また、甲（または甲の発行代理人）は、バックアップライ
ンの約定が付されている短期社債等を発行する場合には、乙の指定する場所で、
発行日の午前 時までに、乙（乙の指定する受領担当者）に対し、バックアップラ
イン銀行に対し乙が送付すべき「発行内容通知書」を引き渡すものとします。

保証

甲の発行する短期社債等は、その発行にあたり格付を取得した格付機関から当該
格付付与の条件として特定の第三者の保証が必要であると判断された場合には、
当該格付の取得に必要な保証契約が付されるものとします。

その他

甲は、発行に際し、証券取引法、社債等の振替に関する法律および商法等の法令
に定める必要な手続きを行うものとします。

2. 甲が前項各号のいずれかに違反したことにより乙に損害が生じた場合には、甲は
これを賠償する責めを負うものとします。

第6条（金融機関ディーラーとの双務特約：任意設定条項）

（期限の利益の喪失に関する特約、乙による相殺）

1. 甲は、次の各号に該当する場合は、既に発行した短期社債等について期限の利益
を失い、乙に対して直ちに債務を弁済するものとします。

支払の停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始

もしくは特別清算開始につき自ら申立を行ったとき、および甲が破産宣言、民事再生手続もしくは会社更生手続の開始決定、または会社整理開始もしくは特別清算開始の命令を受けたとき。

手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

甲が短期社債等以外の債務について期限の利益を喪失、または期限が到来してもその弁済をすることが出来ないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が 億円を超えない場合は、この限りではない。

甲が、甲以外の者の債務に対する保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が 億円を超えない場合は、この限りではない。

2. 前項により、甲の期限の利益が喪失した場合には、乙からの書面による事前の通知など特段の意思表示を必要とせず、乙は当然に、甲に対して有する短期社債等の元金返還請求権を自働債権とし、甲の乙に対する債権を受働債権として自働債権の全額に達するまで相殺を行うものとします。
3. 前項により、乙が相殺を行った場合の充当の順序方法は乙の指定する方法によるものとし、乙は第1項の事由が生じた事実を知った後遅滞なく充当の順序方法を甲に通知するものとします。また、差引計算をする場合の債権債務の利息、割引料、損害金等の計算については、その期間を計算実行の日までとして、利率、料率は乙の定めによるものとします。

（甲による相殺）

4. 乙に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、甲は、甲の乙に対する預金債権と乙の甲に対する短期社債等の元金返還請求権とを、その預金ならびに短期社債等の期限が未到来であっても、相殺することができるものとする。
5. 前項によって甲が相殺する場合には、相殺通知は書面によるものとし、相殺した預金の証書、通帳は届出印を押印もしくは届出署名を記入して遅滞なく乙に提出するものとする。また、差引計算をする場合の債権債務の利息、割引料、損害金等の計算については、その期間を計算実行の日までとして、利率、料率は乙の定めによるものとします。

第7条（乙による短期社債等の販売）

乙が総額引受けをした甲の発行する短期社債等を他に再販売する条件は、募集に該当しないことを条件とする以外に制限をつけないこととします。

第8条（手数料）

【各行で規定】

第9条（「発行体等に関する説明書」）

1. 甲は、乙が、甲の発行する短期社債等を投資者に販売しまたはその購入を勧誘する際に「発行体等に関する説明書」を投資者に交付することを認めます。
2. 「発行体等に関する説明書」は、甲が発表する最新の有価証券報告書または決算短信等の資料により、甲が作成し、または乙が甲の依頼により甲の費用で作成するものとしします。
3. 乙が甲の依頼により「発行体等に関する説明書」を作成する場合には、甲は、それに必要な資料のすべてを乙に交付し、作成された「発行体等に関する説明書」の内容を確認するものとしします。乙は、甲が発行する短期社債等を投資者に販売または勧誘する際には、甲が作成して乙に交付したまたは乙が作成し甲がその内容を確認した、「発行会社等に関する説明書」以外の資料を使用してはならないものとしします。
4. 「発行体等に関する説明書」の内容を変更する必要がある場合には、甲はその内容を乙に対し直ちに通知し、甲および乙はすみやかに変更に必要な手続きをとるものとしします。
5. 甲が交付した資料に虚偽の記載または記載もれがあったことにより乙に損害が生じた場合には、甲はこれを賠償する責めを負うものとしします。

第10条（甲による通知および報告）

1. 甲は、乙が引き受ける短期社債等の内容、格付、バックアップライン設定割合または保証内容について変更等が生じた場合には、当該短期社債等の未償還残高がある限り、その内容を直ちに乙に通知するものとしします。
2. 乙は、本契約に関し必要と認めるときは、甲に対しその事業、経理内容等の報告を求めることができるものとしします。

第11条（契約の変更および解約）

1. 本契約は、甲乙両者の書面による合意により変更または解約することができるものとしします。
2. 甲または乙が本契約の条項に違反したときは、相手方は、直ちに本契約を解約することができるものとしします。この場合、損害賠償の請求を妨げません。
3. 甲または乙は、営業日以上前の書面による通知により本契約を解約することができるものとしします。ただし、それにより相手方が損害を被る場合はその損害を補填しなければならないものとしします。

第12条（準拠法、裁判管轄）

1. 本契約および本契約が適用する取引の契約準拠法は日本法とします。
2. 本契約が適用される取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、乙の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

本契約の成立を証するため、短期社債等ディーラー契約証書2通を作成し記名捺印のうち甲乙各1通を保有するものとします。

平成 年 月 日

甲（発行会社）

乙（ディーラー）

以上

【租税関連】

<質問 H20>

電子CPは償還差益に係る源泉徴収は行われるのですか？ また、電子CPの源泉徴収の免税の範囲は、法人税法上の対象となる法人であればすべて免除と考えてよいですか？（例えば宗教法人・共済会等）

<回答>

2002年1月17日に閣議決定された「平成14年度税制改正の要綱」において、電子CPについては「その保有・償還が法人に限定されるもの等一定のものに限り、発行時の源泉徴収を行わないこと」となりましたが、具体的な免除範囲については明示されていません。なお、租税特別措置法第41条の12第9項において、電子CPは源泉徴収の対象から除外されています。

（ご参考）租税特別措置法施行規則第19条の4第3項（償還差益に対する分離課税等）

法第41条の12第9項に規定する財務省令で定める要件は、同項に規定する短期公社債が、その発行の日から償還の日までの期間を通じて社債等の振替に関する法律第68条第3項の加入者（個人以外のものに限る。）によって法第41条の12第9項に規定する特定振替記載等を受けることにより所有されることとされているものとする。

（ご参考）平成16年度の電子CP関連税制のまとめ（平成16年度税制改正要綱より）

償還差益に対する発行時源泉徴収免除の特例について、次の措置を講ずる

（1）適用対象となる短期公社債の範囲に、外国法人が発行する振替外債で短期外債（いわゆる電子CP）に該当するものを加える。

（2）短期社債及び短期外債の譲渡及び償還等に係る支払調書制度を整備する。

（注）上記（1）の改正は、平成16年4月1日以後に発行される短期外債について適用する。また、上記（2）の改正は、平成18年4月1日以後に発行される短期社債及び短期外債について適用する。

（3）振替対象となる特定振替記載等がされる特定短期公社債の範囲に、適格外国仲介業者により開設された口座において振替記載等がされる割引短期国債等を加えるとともに、譲渡に係る支払調書制度及び各人別帳簿制度の整備等を行う。

（注）上記の改正は、平成16年4月1日以後の振替記載等について適用する。

【租税関連】

< 質問 H21 >

現行の手形ＣＰに対する印紙税据え置き(一律¥5,000-/枚)の租税特別措置法は、今後
も維持されるのですか。

< 回答 >

電子ＣＰ導入後も手形ＣＰの発行は可能です。平成 16 年度の税制改正において、印紙
税の軽減措置の延長が平成 17 年 3 月 31 日までの 1 年間に限り認められましたが、その
後については未定です。

なお、当然のことながら、電子ＣＰには、印紙税はかかりません。

(ご参考)平成 16 年度改正の手形ＣＰ関連税制まとめ(平成 16 年度税制改正要綱より)

次に掲げる特別措置の適用期限を 1 年延長する。

- ・約束手形に係る印紙税の税率等の特例(コマーシャル・ペーパーの税率の軽減)

【経理処理・コスト管理】

< 質問 H22 >

既存CPと電子CPとでコストの差が発生するのですか。

< 回答 >

既存CP（手形方式）の発行コストは、印紙税、手形発行手数料、振込手数料等からなります。

電子CPにおいては手形の発行は不要で、印紙税も賦課されません。一方、電子CPは振替機関（保振機構）への電子登録が必要で、かつ日銀ネットによる資金決済が行われるため、振替機関利用料、振込手数料（日銀ネットDVP利用）が必要になります。

また、振替機関を直接利用しない発行会社にとっては発行代理人に対する発行代理人（IPA）手数料、更に、償還時のご資金の立替に係る日中資金の貸越契約に関する発生利息等がかかる場合があります。

< ご参考 >

短期社債振替制度における各機関の位置付（株証券保管振替機構ホームページより抜粋）

機構加入者

証券保管振替機構から短期社債等の振替を行うための口座の開設を受けている者をいいます。

口座管理機関

他の者のために短期社債等の振替を行うための口座を開設している金融機関等のことをいいます。

資金決済会社

短期社債等の新規記録、振替、抹消に伴う資金決済を行う者として、あらかじめ証券保管振替機構に登録された者をいいます。

発行代理人

発行者の代理人として短期社債等に係る新規記録手続きを行う者として、あらかじめ証券保管振替機構に指定された者をいいます。

支払代理人

発行者の代理人として、短期社債等に係る払込後から抹消までの手続きを行う者としてあらかじめ証券保管振替機構に指定された者をいいます。

【経理処理・コスト管理】

< 質問 H23 >

既存CPと電子CPとでは、経理処理に違いはあるのでしょうか。

< 回答 >

各方面からの有識者の意見及び、パブリックコメントを受け、企業会計基準委員会より「コマーシャル・ペーパーの無券面化に伴う発行者の会計処理及び表示についての実務上の取扱いの解説」(2003年2月17日付)及び、「実務対応報告第8号 コマーシャル・ペーパーの無券面化に伴う発行者の会計処理及び表示についての実務上の取扱いの公表」(2月6日付)が、企業会計基準委員会のホームページ(<http://www.asb.or.jp/>)に掲載されました。その内容は以下の通りです。(但し、当サイトは会員限定)

実務対応報告第8号「コマーシャル・ペーパーの無券面化に伴う発行者の会計処理及び表示についての実務上の取扱い」の公表 (平成15年2月6日 企業会計基準委員会)

企業会計基準委員会では、「社債等の振替に関する法律」(「短期社債等の振替に関する法律」(平成13年法律第75号))を一部改正、以下「社債等振替法」という)に基づくコマーシャル・ペーパー(以下「CP」という)の無券面化(ペーパーレス化)に関し、その実際の導入に際して質問が多い発行者の会計処理及び表示についての実務上の取扱いを検討し、本実務対応報告を公表しました。

< 主な内容 >

1. 取引の概要

従来、法律上、約束手形とされていたCPが、社債振替法では短期社債(以下「電子CP」とされている。しかし、その経済的実質は、今後も並存する手形CPと相違はない。

2. 発行者の会計処理と表示

電子CPは、社債として取り扱われる法律上の位置付けに従うほか、会計処理及び表示は経済的実質を重視して従来の手形CPと同様の取扱いもできる。

貸借対照表

- ・社債金額を貸借対照表価額とする。
- ・流動負債において「短期社債」又は従来の手形CPと同様に「コマーシャル・ペーパー」等の当該負債を示す名称を付した科目をもって掲記し、その金額に重要性がない場合は、「その他」に含めて表示できる。

損益計算書

- ・「短期社債利息」又は従来の手形CPと同様に「コマーシャル・ペーパー利息」等の当該費用を示す名称を付した科目で掲記することとし、その金額に重要性がない場合、「その他」に含めて表示できる。
- ・社債金額よりも低い価額で発行したことによる差額は「社債発行差金」又は従来の手形CPと同様に「前払費用」として計上し、発行日から償還期限までを計算期間として当該発行差額を定額法により按分する。

3. 資金運用側の会計処理及び表示

電子CPの資金運用側の会計処理及び表示は「有価証券」として従来の手形CPと同様の取扱いになると考えられる。

出典：あずさ監査法人ホームページ アカウンティングニュースより抜粋

【コスト管理】

<質問 H24>

転売記録の振替口座簿への対応コストの負担者は誰になるのでしょうか？

<回答>

電子CPに関する各種コストとして、振替手数料（発行・流通・償還）及び日銀ネットDVPサービス利用に伴う振込手数料、決済銀行利用時の各種手数料などが考えられます。これらコストの最終負担者は、発行体及び投資家となります。

【コスト管理】

< 質問 H25 >

事務手続ミスによるコスト負担はどのように扱われるのでしょうか？

< 回答 >

取引の当事者間においては他の取引同様、原則としてミスの当事者がコストを負担することになると思われます。例えば、証券保管振替機構の振替等の処理において訂正・取消しを行った場合、DVP決済の過程でエラーが検知された場合及び最終的な決済が未了の状態当日の業務を終了した場合には、エラー処理に係る手数料が発生します。

また、これとは別の観点として、万一、過大記録が起こった場合については、振替機関等（保振機構および口座管理機関）が責任を負うことになります。

【コスト管理】

< 質問 H26 >

振替機関のシステム構築及び維持、管理コストは誰がどれだけ負担するのでしょうか？ 当然現在の印紙税コスト（¥5,000- / 枚）よりは安いのでしょうか？

< 回答 >

新規記録手数料は、当面引受一件あたり¥4,000-のキャップ制が採用されています。

詳細は(株)証券保管振替機構のホームページをご覧ください。

(http://www.jasdec.com/cp/cp08_09.html) 参照

【手数料等】

< 質問 H27 >

発行～償還までに必要とされる手数料はどの程度が想定されるのでしょうか？

< 回答 >

制度参加当初のインシヤルコストの他、発行・振替・償還時には下記の手数料がかかります。

	< 手数料 >	< 金額 >	< 手数料負担者 >	
発行時	新規記録手数料	引受額*0.19 b p (年率) 当面はキャップ制併用 (引受1件あたり4,000円)	発行体	
	ISINコード設定料	25円/銘柄	発行体	
	銘柄情報公示手数料	30円/銘柄	発行体	
	振替手数料	100円/件(非DVPの場合は50円)	発行体/機構加入者(口座管理機関)	
期中	口座残高管理手数料	口座残高*0.065 b p (年率)	機構加入者(口座管理機関)	
振替・償還時	振替手数料	DVPの場合	100円(受方/渡方)	発行体/機構加入者(口座管理機関)
		非DVPの場合	50円(受方/渡方)	発行体/機構加入者(口座管理機関)

詳細は、証券保管振替機構ホームページをご覧ください。

(http://www.jasdec.com/cp/cp08_09.html) 参照

【短期社債法・商法・証券取引法等の法制度・法解釈】

<質問 H28>

平成16年4月より、外国法人が本邦において募集（発行）する期間1年未満の円貨建債券（サムライ電子CP（海外事業法人が発行するCP及び海外SPCの発行するABC Pを含む））は、開示面・税制面とも、国内電子CPと同格の経済的効果をもって発行することが可能となったと聞きました。この詳しい経緯などを教えてください。

<質問 a>

仕組金融で多く使われているCPは、本邦の法律の適用を受けない「サムライCP」なので、今回の法律も無関係だという認識で良いでしょうか。またサムライ電子CPの発行にあたり国内の電子CPとの違いはあるのでしょうか。

<回答>

外国法人の発行する債券（外債）に関しては、社債等振替法第127条において、社債等に係る規定が準用されています。

一方、社債等振替法上「短期社債」等の概念は、本邦企業等が発行する電子CPについて、商法など本邦の法律の適用関係を明らかにするために設けられているものであり、直接本邦の法律の適用を受けない外債（含むサムライ電子CP（海外SPCの発行するABC P含む））については、社債等に係る規定のうち「短期社債」に関する規定については、準用されていません。

このように、法律（社債等振替法）レベルにおいて、外国法人の発行する電子CPについて、結果として「短期社債」に相当する概念設定が条文上なされていないことには、立法上の理由があるものと考えられます。

しかし、政省令レベルまで見渡しますと、本邦企業等が発行する短期社債（電子CP）について、社債等の振替に関する命令第3条第1項第2号の規定などにより、一般の社債とは異なるCPとしての実務上の取り扱いが可能となっているにもかかわらず、「短期社債」に相当する外債であるサムライ電子CPについては、もともとこれが認められていないという不均衡が生じており、このことについては問題があると考えられるようになりました。

その後、政省令等の改正により、外国又は外国法人の債券に表示されるべき権利であって振替制度の対象となる権利のうち、我が国の内国法人が発行する短期社債等（以下「国内電子CP」という）と同様の要件を満たすもの（いわゆるサムライ電子CP）について、国内電子CPと同様の発行環境を整備するため、振替機関による発行残高に係る情報提供の規定を整備するとともに、発行者が振替機関に通知すべき事項を国内電子CPと同様の内容とすることが実現致しました。

さらに、平成16年度税制改正において、償還差益に対する発行時源泉徴収免除の特例について「対象範囲となる短期公社債の範囲に、外国法人が発行する振替外債で短期外債（いわゆる電子CP）に該当するものを加える。」等が措置されることとなり、結果としてサムライ電子CPは開示面、税制面の両面で国内電子CPと同様の経済的効果を受受することが可能となりました。

今後は、日本銀行金融調節に際しての担保適格性の取り扱いに関して、信用判定の対象企業の居住者・非居住者の区別の撤廃に向けた取り組みが望まれるところであります。

< 質問 b >

短期社債振替制度では、サムライ電子CPは取扱い対象ですか？

< 回答 >

短期外債（いわゆるサムライ電子CP）は、社債等振替法第127条により社債等振替法の規定が部分的に準用されます。また、租税特別措置法第41条の12第9項により、償還差益に対する発行時の源泉税徴収免除の対象となるなど、法律・税制における対応が整備されています。

証券保管振替機構はこれを受け、平成16年4月1日より短期外債を機構の振替業において取り扱う有価証券としています。

サムライ電子CPの場合であっても、同意書の提出など、発行体が行う手続きは国内法人である発行体と基本的には変わりません。

詳細については証券保管振替機構のホームページ（「外国法人の短期社債振替制度に係る発行者同意手続き等について」）をご覧ください。

（ <http://www.jasdec.com/download/cp/cp14.pdf> ）

【短期社債法・商法・証券取引法等の法制度・法解釈】

<質問 H29>

電子CPは証券取引法第2条第1項第4号の「社債券」に該当すると考えてよろしいでしょうか。

<回答>

良いです。証券取引法第2条2項の規定によって証券取引法上の「社債券」に該当することになります。

【短期社債法・商法・証券取引法等の法制度・法解釈】

<質問 H30>

他社が発行する電子CPを引受ける行為は、証券取引法第2条第8項第4号の「引受」に該当すると考えてよろしいでしょうか。また、電子CPの自社発行は、同じく証券取引法第2条第8項第4号の「引受」に該当すると考えてよろしいでしょうか。

<回答>

電子CPの発行に際し、これを「売出す目的をもって」別の当該電子CPの発行者から取得した場合にのみ、証券取引法第2条第8項第4号の「引受」に該当します。

したがって、自社発行は同一法人内で発行と募集を行う取引であるので、証券取引法上の「引受」には該当致しません。

【短期社債法・商法・証券取引法等の法制度・法解釈】

< 質問 H31 >

電子A B C Pの発行についての税・法・制度の概要を教えてください。

< 回答 >

証券保管振替機構において、制度開始当初は「資産の流動化に関する法律」(国内S P C法)に基づいて発行されるA B C P(株式会社形態の国内S P Cが発行するA B C Pを含む)が電子C Pの対象となっていました。従って、国内S P CによるA B C Pは電子C P(短期社債)として発行可能です。

また、平成16年4月1日から海外S P Cを利用する場合においても、サムライ電子C Pとして発行が可能となり、一般の電子C Pとしての経済的効果を得ることが開示・税制両面で可能となっております。

詳細につきましてはH28をご参照下さい。

【短期社債法・商法・証券取引法等の法制度・法解釈】

< 質問 H32 >

中小企業が売掛債権等を担保に電子CPを発行する所謂ABC Pのスキームについて教えてください。

< 回答 >

ABC Pの発行の仕組みは以下の通りです。

銀行等のアレンジャーは、ABC Pの発行のみを目的とする特定目的会社（SPC）を設立します。

SPCは中小企業等が保有する債権を買い取り、これを担保にCPを発行します。調達した資金は元の債権者に対して貸し付けられます。

債権の売渡人（セラー）にとっては、売掛債権を売却して期日前に回収したのと同様の効果を得られ、運転資金の円滑化と、債権の信用リスクの遮断が図れるメリットがあります。

日本では、「資産の流動化に関する法律」に基づくSPCの設立が可能ですが、実際にはケイマン等に海外SPCを設立して、サムライABC Pとして発行するケースの方が多数です。

平成16年4月から、SPC法に基づかない非居住者SPCによるサムライABC Pの発行についても電子化が可能（いわゆるサムライ電子CP）となりました。これは短期社債としての特例が平成16年4月1日から認められるようになったためです。（質問H28, H31 参照）

【短期社債法・商法・証券取引法等の法制度・法解釈】

<質問 H33>

手形CPと電子CPとでは、両者で適格担保の側面で発行可能な条件が異なるのでしょうか。

<回答>

2003（平成15）年2月14日に、日本銀行より、電子CPの適格担保化を、2003（平成15）年3月31日より実施する旨の発表がありましたので、両者は適格担保面では同様の扱いとなります。

但し、国内電子CPとサムライ電子CPとでは、日銀の適格担保の取り扱いが異なっております。日銀は、通貨および金融の調節として行う与信に際して担保を徴する（日本銀行法15条、33条参照）が、この担保の適格性については、日銀の「適格担保取扱基本要領」（取扱要領）および、「企業の信用判定基本要領」（判定要領）において定められています。（なお、ここで言う適格性は、手形買いオペの買入対象とは異なる）

取扱要領によれば、適格担保取扱の基本原則として、信用度および市場性が十分であり、担保権その他の権利の行使に支障がないと日本銀行が認めるもの、が挙げられており（取扱要領2.(1)）、更に、適格基準として、（イ）債務者の財務内容・格付等を勘案して元利金の支払が確実であると日本銀行が認めること、（ロ）換価処分による資金化が容易であると日本銀行が認めること、（ハ）円建であること、国内において発行、振出または貸付等が行なわれたものであること、準拠法が日本法であること、その他日本銀行による担保権その他の権利の行使に支障がないと認められること、が定められており（取扱要領4.(1)）、ここまでの規定では、国内電子CPであるかサムライ電子CPであるかによって取扱の違いは生じません。

しかし、取扱要領では、続けて、民間企業債務（社債・短期社債・企業が振出す手形・資産担保CP以外のCPを除く。取扱要領2.(3)）では、判定要領による担保適格性判定手続を行うと規定しており（取扱要領4.(3)）、判定要領2.において、信用判定の対象とする企業は、金融機関等を除く株式会社であって、本社の所在地が国内にあるものとされていることから、本邦企業の海外現地法人を含む外国法人は、担保適格となりません。

実際のCPの発行市場では、この担保適格の有無により、たとえ格付が同一であっても、発行条件に格差が生じており、発行会社間の競争力に格差がついています。

また、資産担保CP（いわゆるABC P）については、民間企業債務の定義（取扱要領2.(3)）から除かれていることから、判定要領の対象となっておらず、したがって本社の所在地が国内にあるか否かで担保適格を問われてはいないこととの整合性が取れていません。サムライ電子CPに対して差異を設けなくてはならない明確な根拠は見受けられず、電子CP全般について、本社の所在地が国内にあるかないかを問わず、取扱要領4.(1)(2)に定める、一般的な適格基準を早急に適用すべきだと考えます。

【格付】

<質問 H34 >

電子CPについては、格付の取得についてはどのように考えたらよいのでしょうか。
またレーティングは常に従来の手形と同様のランキングになるのでしょうか。

<回答 >

質問 H14 でも紹介しておりますが、手形CPと電子CPは、同一のプログラムに組み込むことが可能となっております。

すなわち、発行期間と発行残高の限度を予め定めた同一のプログラムの枠組みで発行できるということは、そのプログラムそのものに対して格付が付与されることになるため、異なるレーティングになることは無いと考えられます。

詳しくは格付機関のホームページ等をご参照ください（R & I等に記載あり。）

<投資家編>

<質問 T1>

2003年3月末に電子C Pがスタートしたとのことですが、電子C Pのメリットを教えてください。

<回答>

電子化により、手形C Pと比較して以下のようなメリットがあります。

決済期間の短縮	券面の作成が不要なため、システム上は約定日当日の払込も可能です。
資金決済	D V P決済も可能となっています。電子C Pでは日銀ネットでの資金決済と振替機関での権利記録をリンクさせることによりD V Pを実現します（DVP・・・Delivery Versus Paymentの略。証券の受渡と資金決済が同時かつ互いにとりはぐれのない形で行える仕組み）。
証券の受渡	券面のデリバリー、手形交換所への取り立て手続きが不要です。
流通の促進	券面単位のみでの流通に限定される手形C Pと比較して、電子C Pは銘柄ごとに設定した振替単位で流通が可能です。

<質問 T2>

電子ＣＰと手形ＣＰとの法的性格の違いを教えてください。

<回答>

手形ＣＰは手形法上の「約束手形」、電子ＣＰは社債等振替法上の「短期社債」という位置付けになります。

また、手形ＣＰ・電子ＣＰともに証券取引法上の有価証券になります。

<質問 T3>

電子CPを購入する場合は、証券保管振替機構（以下「保振」）に口座を開設する必要があるのですか。

<質問 a>

あるとすれば、専用端末の用意が必要なのですか。また費用はどれくらいかかるのですか。

<回答>

保振機構加入者として振替機関に直接口座を持つ場合は、2003年3月31日からスタートした電子CPを購入するに際して、現状、保振接続用の端末が必要です。

機構CP	端末	PC（パーソナルコンピュータ）を使用
	接続方式	ダイヤルアップもしくは要望により専用線接続 （インターネット接続は不可）
費用	イニシャルコスト	口座開設金
	ランニングコスト	端末接続料、 口座残高手数料（口座残高の0.065bp・年率）

機構に直接口座を持つメリットとしては、約定情報が自己で管理出来ること、残高管理が容易なこと等があげられますが、この形態は保有残高の大きい機関投資家向けと考えられます。

<質問 b>

保振に口座開設をしない場合は、どのような形態で電子CPを購入すれば良いのですか。

<回答>

振替機関に直接口座を開設せず、口座管理機関（金融機関）に権利記録を依頼することも可能です。この場合は、口座管理機関が備える振替口座簿の「顧客口座」に権利が記録されることになり、端末設置等は不要です。

<質問 T4>

手形ＣＰと同様、発行体から直接電子ＣＰを購入（ダイレクトＣＰ）することは可能ですか。

<回答>

可能です。

<質問 T5>

電子C Pは券面がありませんが、権利の帰属は法律上どのように認識するのですか。

<回答>

社債等振替法第 66 条により、権利の帰属は「振替口座簿の記載または記録」により定まるものとされています。

<質問 T6>

購入した電子CPが実存するかどうかの確認はどのように行うのですか。

<回答>

新規記録された電子CPは、証券保管振替機構のホームページ上において公示されることとなっています。詳細は、質問 H9 をご参照ください。

また、購入した電子CPの残高を確認したい場合には、短期社債振替システムの端末により照会するか、証券保管振替機構又は口座を開設した口座管理機関に対し、振替口座簿の記録事項の証明書の交付を請求することも可能です。

<質問 T7>

口座管理機関・資金決済会社の役割を教えてください。

<回答>

口座管理機関・・・

他の者のために短期社債等の振替等を行うための口座を開設する金融機関等をいいます。口座管理機関になれるのは社債等振替法 44 条に列挙された金融機関等に限定されています。

資金決済会社・・・

短期社債等の発行・振替・償還に伴う資金決済を、日銀ネットを利用して行う金融機関等をいいます。資金決済会社になれるのは日本銀行の当座勘定取引先であり、かつ日銀ネットのオンライン取引先で、証券保管振替機構の業務規程の定めるところにより、資金決済会社として登録された金融機関等に限定されます。

< 質問 T8 >

機構加入者・資金決済会社として登録している先はどのようなところですか。具体的社名を教えてください。

< 回答 >

機構加入者、資金決済会社等の短期社債振替制度の参加者につきましては、証券保管振替機構のホームページに一覧を掲載しています。

(<http://www.jasdec.com/cp/index.html>)

<質問 T9>

電子CPを購入する場合、投資家が負担する手数料はあるのですか。

<回答>

直接的にかかる費用は、購入代金の振込手数料（DVP決済の場合は日銀ネット手数料が別途かかります）のみですが、口座管理機関に賦課される「口座残高管理手数料」（口座残高の0.065bp・・・年率）等が投資家に請求される可能性があります。

<質問 T10>

下記のそれぞれの状態の時に、発行体・機構加入者・資金決済会社それぞれがデフォルトになった場合の投資家のリスクを詳細に教えてください。

<質問 a>

約定～発行代り金資金決済迄の間（非DVPの場合、資金決済通知が行われる直前）

<回答>

発行体 発行体・ディーラーとの契約内容（契約解除権の有無）破綻の種類（更正法/破産等）によって投資家への影響は変わってくるものと思われます。

口座管理機関 口座管理機関が破綻しても投資家の権利に影響はありません。

資金決済会社 発行体に送金される前、当該資金決済会社に発行代り金が滞留している段階で破綻した場合は投資家の権利に影響があると思われます。

<質問 b>

発行期間中

<回答>

発行体 一般的なデフォルト。

口座管理機関 口座管理機関が破綻しても投資家の権利に影響はありませんが、他の口座管理機関に振替を行う等の措置が必要です。

資金決済会社 発行期間中に資金決済会社が破綻しても投資家の権利に影響はありません。

<質問 c>

抹消申請～償還金資金決済迄の間（非DVPの場合、資金決済通知が行われる直前）

<回答>

発行体 資金が相手方機構加入者に振り替わる前に発行体が破綻した場合はデフォルトになると思われます。

口座管理機関 口座管理機関が発行体から償還金受け取り後、投資家口座への送金前に破綻した場合は投資家の権利に影響があると思われます。

資金決済会社 DVPについては日銀ネット決済終了後、投資家の口座への入金前に破綻した場合は投資家の権利に影響があると思われます。

<質問 T11>

現先で購入する場合のスキームはどうなるのですか。手形ＣＰ現先の場合との相違点と合わせて教えてください。

<回答>

- 1．電子ＣＰも債券の一種ですので、手形ＣＰや国債と同様現先取引は可能です。
- 2．手形ＣＰと電子ＣＰでは、権利の移転方法と資金決済方法が異なります。

手形ＣＰは、手形券面を購入者に裏書譲渡（実務上は預り証の手交をすることで裏書譲渡による手形債権の移転を省略している）することで権利移転がなされますが、電子ＣＰは国債と同様に振替機関（電子ＣＰの場合証券保管振替機構）にある口座間の振替により権利が移転します。

手形ＣＰの資金決済は、手形の受渡しとは別途に日銀ネット等で行われますが、電子ＣＰの場合、電子ＣＰの振替と日銀ネット資金決済を同時に行うＤＶＰ決済が原則となります。よって投資家が、自分が口座開設する口座管理機関以外の金融機関と現先取引を行う場合は、ＤＶＰ決済が原則になると思われます。なお、投資家が、自分が口座開設する口座管理機関との間で現先取引を行うような場合（従来型の現先はこのようなケースが多い）は、他の口座管理機関との間の証券の振替が発生しないので、保振機構におけるＤＶＰ決済にはならず、従来通り、口座管理機関との間で資金決済のみが行われることになると考えられます。

<質問 T12>

電子C Pでは約定日当日の購入も可能になるのですか。また約定の時間帯に制限はあるのですか。

<回答>

システム上は約定日当日の購入も可能ですが、制度実施当初は、取引の安定性を確保するため約定日の翌々日(T+2)もしくは翌日(T+1)の取引が中心になっています。

保振システムの稼働時間は原則 9:00~17:00 となっていますが、前述のとおり、制度実施当初は余裕を持った時間帯での取引が望まれます。

<質問 T13>

電子C Pも手形C P同様転売は可能ですか。手続きはどのように行うのですか。

<回答>

電子C Pも転売は可能です。他の口座管理機関の加入者（投資家）に転売する場合は保振システム上の「振替手続」が必要となりますが、同一の口座管理機関に口座を持つ加入者間での売買の場合は、口座管理機関の振替口座簿の記載変更のみの手続きとなります。

<質問 T14>

電子C Pが導入されると、手形C Pの取扱いはどうなりますか。

<回答>

質問 H21 をご参照ください。

電子C Pは決済リスクの低減、資金のアベイラビリティ向上などのメリットがありますので、積極的に電子C Pによる資金調達をご検討いただいたほうがよろしいかと存じます。

<質問 T15>

電子CPにはABC Pも含まれるのですか。

<回答>

「資産の流動化に関する法律」(SPC法)に基づいて発行されるABC P及び海外SPCが発行するABC P(サムライ電子CP)が電子CPの対象となっています。従って、電子CPでABC Pを発行することは可能です。

(質問 H28, H31, H32 をご参照下さい。)

<質問 T16>

CP以外に電子化される予定の有価証券はどのようなものがありますか。またスケジュールはどうなっていますか。

<回答>

2003年1月の社債等振替決済法の施行に合わせる形で、従来の「国債振替決済制度」に代わり、新しいペーパーレスの「国債振替決済制度」が実施されました。

今後、一般債（社債、政保債等）については、2006年1月を目処に証券保管振替機関において「一般債振替制度」の稼働が予定されています。

なお、投信についてもペーパーレスの振替制度の導入が検討されていますが、実現時期は現時点で未定です。また、株式については、法制審議会において商法改正ならびに社債等振替法をベースとした振替制度の導入による「株券不発行制度」の要綱が取りまとめられ、2004年の通常国会に提出されました。株券不発行制度は公布後5年以内（2009年を想定）の施行（施行と同時に公開株式はペーパーレス制度に一斉移行）を目指しております。

<質問 T17>

電子ＣＰと手形ＣＰで購入した場合の会計処理の違いはありますか。

<回答>

基本的に異なるものではありません。

質問 H23 をご参照ください。

<質問 T18>

サーバーダウン、システムトラブル等による危機管理体制はどうなっていますか。

<回答>

質問 H5 をご参照ください。

< 質問 T19 >

電子CPの記録ミス（金額の相違等）が発生した場合にはどのような対応がなされるのですか。

< 回答 >

振替社債（国債を含む）には善意取得が認められていることから、誤記録がなされた場合に加入者が損害を被る可能性があります。基本的には誤記録に気づいた時点で振替口座簿の記載を訂正すれば損害は生じませんが、善意取得された場合は振替機関等が消却・支払義務を負うことにより、加入者に損害が及ぶことを回避します。更に、振替機関等が消却・支払義務を履行する前に破綻した場合のセーフティネットとして「加入者保護信託制度」が導入され保護が図られています。

また、過大記録の未然防止措置として、振替機関（保振機構）は「全保振機構加入者の残高合計」と「各銘柄の発行総額」について整合性をチェックします。また、口座管理機関である振替機関（保振機構）加入者においては「振替機関（保振機構）の振替口座簿における顧客口の残高」と「自己の振替口座簿の残高」について日々の整合性のチェックを行うことが義務付けられています。

<質問 T20>

短期社債振替システムの今後の改善予定を教えてください。

<回答>

質問 H6 をご参照ください。

以 上

Japan Capital Markets Association

【日本資本市場協議会】 2004年5月現在

- ・会長 榎原 稔（三菱商事株式会社 取締役相談役）
- ・副会長 宮内 義彦（オリックス株式会社 取締役兼代表執行役会長・グループ CEO）
- ・会員企業
オリックス株式会社 川崎重工業株式会社
J F Eホールディングス株式会社 新日本製鐵株式会社
新日本石油株式会社 住友商事株式会社
ソニー株式会社 東京電力株式会社
東京リース株式会社 株式会社東芝
東北電力株式会社 トヨタ自動車株式会社
日産自動車株式会社 日本信販株式会社
日本電気株式会社 東日本旅客鉄道株式会社
日立キャピタル株式会社 株式会社日立製作所
富士ゼロックス株式会社 富士通株式会社
北陸電力株式会社 丸紅株式会社
三井物産株式会社 三菱化学株式会社
三菱商事株式会社 三菱電機株式会社
株式会社N T Tデータ（以上 27社、50音順）
- ・事務局長 犬飼 重仁（三菱商事・総合研究開発機構）
- ・事務局 加藤 敬史（企業活力研究所）
- ・電話：03-3503-7671
- ・F A X：03-3502-3740
- ・E-mail：bpf009@galaxy.ocn.ne.jp
- ・ホームページ：<http://www.enkt.org/katudou/index.html>

日本資本市場協議会は、日本の資本市場をそのインフラから見直し、より良い環境を作っ
ていながら、資本市場全体の発展を目指すために自主的な活動を行う任意団体です。

日本資本市場協議会は、資本市場の秩序維持並びに、そこで発行・流通・償還される電子
化された有価証券市場の健全なる育成、普及及び促進をはかり、もってそれらの利用者た
る企業及び団体の金融資本市場取引の円滑化を目指すことを目的としています。

以 上